

公益財団法人沖縄科学技術振興センター受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄科学技術振興センター（以下「財団」という。）における受託研究の取扱について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、財団が委託を受けて行う研究及び調査で、これらに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受託基準)

第3条 公益財団法人沖縄科学技術振興センターワークス一定款に沿った事業を受託する。

(受託研究に要する経費)

第4条 委託者が負担する受託研究に要する経費は、次に掲げる経費の合計額とする。

- 1 直接経費
- 2 間接経費

(直接経費)

第5条 直接経費は、受託研究の実施のために必要な直接的な経費とする。直接経費の算定基準は、別紙に定める。

(間接経費)

第6条 間接経費は、財団の研究能力の涵養、事務処理・業務管理等受託研究の実施のために必要な間接的な経費とする。間接経費の額は、直接経費（再委託費を除く）の30%とする。

(適用除外)

第7条 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を該当案件に対して適用しないことができる。

- 1 国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人又は大学からの受託研究である場合
- 2 その他特別な事情があると財団が認める場合

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

直接経費算定基準

直接経費の額は、次の各項目毎に積算して得た額の合計額とする。

1. 人件費

研究員等の基準日額は、次のとおりとする。

区分	基準日額
コーディネートフェロー・コンサルティングフェロー・研究フェロー	73,000円
特任コーディネーター・特任コンサルタント・特任研究員	62,000円
上席コーディネーター・上席コンサルタント・上席研究員	55,000円
主幹コーディネーター・主幹コンサルタント・主幹研究員	37,000円
主任コーディネーター・主任コンサルタント・主任研究員	27,000円
コーディネーター・コンサルタント・研究員	24,000円
アシスタントコーディネーター・アシスタントコンサルタント・アシスタント研究員	22,000円

※ 上記基準日額は、必要に応じて改定することができるものとする。

※ 基準日額を時給換算する場合は、以下のとおりとする。

基準日額／7.75(1日の勤務時間:7時間45分)＝百円未満は切り捨てる

2. 消耗品費

受託研究に使用される消耗品について、品目別に取得予定価格を算定して積算する。

3. 旅費

受託研究を実施するにあたって、直接必要となる旅費を(公財)沖縄科学技術振興センターの役員及び職員の給与及び旅費に関する規程に基づき算定する。

4. その他経費

上記以外の経費で、当該受託研究を実施するにあたって直接必要となる経費については、その具体的な内容について項目毎に積算する。